

綾川町避難所運営マニュアル ～資料集～

令和3年4月1日
綾川町総務課

資料集 目次

1 避難所運営

- 【資料1】 避難所運営ルール
- 【資料2】 災害時のトイレ対策
- 【資料3】 食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの
- 【資料4】 避難者の事情に配慮にした広報の例

2 出典・参考文献

【資料 1】避難所運営ルール（共通ルール）

[～避難所のルール（例文）～]

- 1 この避難所は、避難を必要とする方を一時的に受け入れる施設です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難所運営会議を組織します。
 - ・避難所運営会議は、毎日午前〇〇時と午後〇〇時に定例会議を行います。
 - ・避難所運営会議の組織として、総務班、情報広報班、保健救護班、環境衛生班、食料班、施設物資班、その他必要な班を編成します。
- 3 避難所は、電気、ガス、水道などライフライン機能が復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者及び避難所外避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - ・避難所を退所する時は、必ず退所届を提出して下さい。
- 5 校長室、職員室、保健室、調理室など施設管理者や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋等、指定された部屋以外に避難できません。
 - ・避難所では、利用する場所の移動を定期的に行います。
- 6 避難所運営会議で配分方法を決定し、理解と協力を得てから配給します。配給は、公平性を最大限配慮し、避難所外避難者にも等しく配給します。ただし、食料や飲料水、物資などが足りないときは、病人やけが人、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等に対して優先的に配布する場合があります。
 - ・食料及び生活物資は避難所のチームごとに配給します。
 - ・在宅避難者については、原則として避難所に受け取りにきてください。
 - ・粉ミルク・お粥・紙おむつなどの要望は、個別に対応しますので、食料班に申し出てください。
- 7 消灯は、午後〇〇時です。
 - ・廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - ・職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため、点灯したままとします。
 - ・消灯後は、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。
- 8 放送は、午後〇〇時で終了します。
- 9 特設公衆電話は、午前〇〇時から午後〇〇時まで使用できます。
 - ・特設公衆電話は家族等の安否確認用です。
 - ・多くの方が利用できるように、通話は必要最小限としてください。
- 10 トイレの清掃は、午前〇〇時、午後〇〇時に、避難者が交替で行います。
 - ・清掃時間は、放送で知らせます。
 - ・トイレの利用方法は、環境衛生班の指示にしたがってください。

- 11 避難所では、他人同士が、同じ空間で生活します。他人に迷惑になる行為（大人が大声をあげたり、暴力をふるう等）は絶対にやめましょう。
・避難所での迷惑行為が続く場合や暴力等が発生した場合は、すぐに警察に通報します。
- 12 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。火気の使用は原則禁止とします。
- 13 居住トラブル防止等のため、避難所内での飲酒は禁止とし、飲酒者の立ち入りを制限します。
- 14 犬猫などの動物類を室内に入れることは禁止とします。避難所にペットを連れてきた方は環境衛生班に届け出て、指定された場所に繋いで下さい。
- 15 貴重品は携帯して行動しましょう。

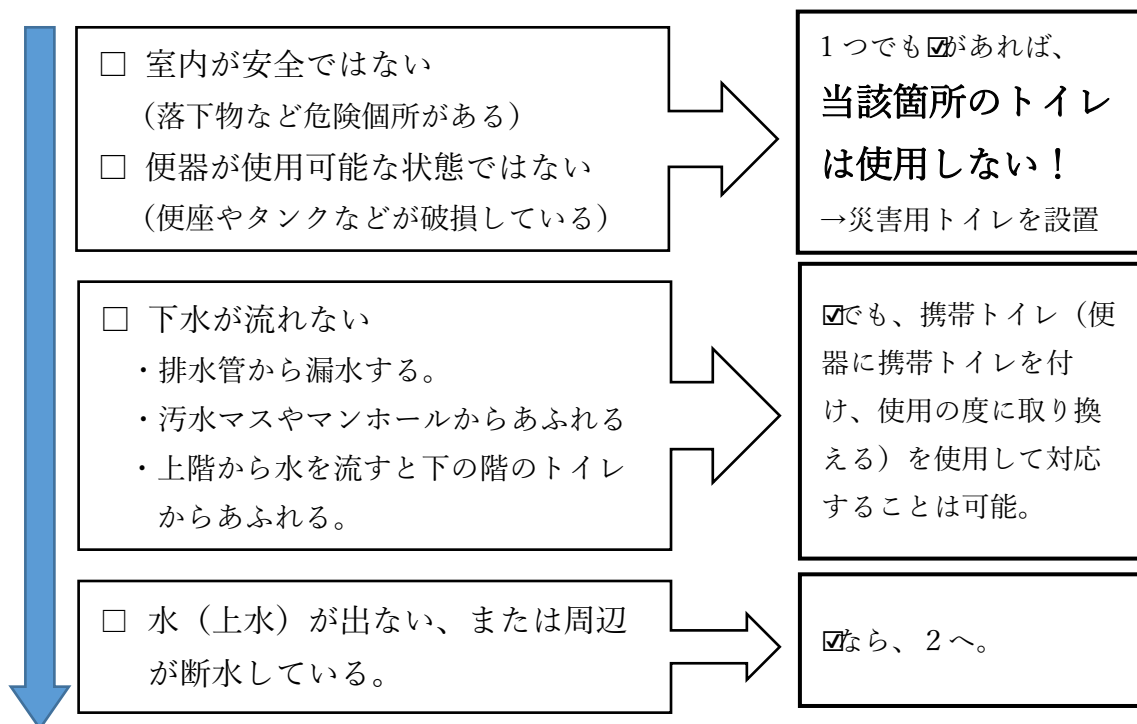
当番などを通じて自主的に避難所運営に参加してください。

このルールは、必要に応じて避難所運営会議で見直しを行います。

〇〇〇〇避難所運営会議

【資料2】災害時のトイレ対策

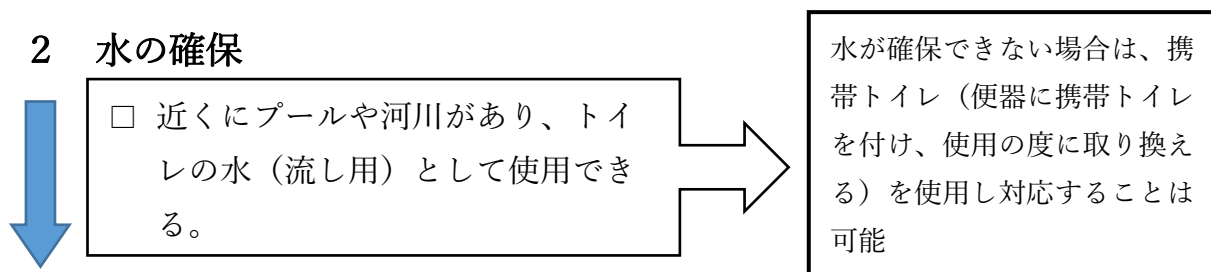
1 施設のトイレをチェック



すべての項目でチェックがなければ（施設が安全で、上下水も使用可）、施設のトイレを使用する。

ただし、周辺の下水施設が破損している可能性があるため、状況が確認できるまで（発災後およそ3日間）はトイレの水を流さない。

2 水の確保



水が確保できれば、バケツなどに汲み置きして施設のトイレを使用する。
ただし、周辺の下水施設が破損している可能性があるため、状況が確認できるまで（発災後3日間）はトイレの水を流さない。

3 災害用トイレの設置

(1) 男女別に分け

- ・男女別に区分けし、男性、女性のマークをつけて表示する。
- ・女性用にはサニタリーボックス（無い場合は袋）を設置する。
- ・できれば使用時間を考慮し、女性用のトイレの数を多めに設置する。

(2) 要配慮者用トイレの設置

- ・トイレの使用で配慮が必要な人専用のトイレ（洋式）を設置する。
- ・要配慮者が優先使用することを表示する。

(3) その他

- ・安全面を考慮し、人目につきやすい場所に設置する。
- ・夜間でも使用できるようトイレの内外に
- ・照明を設置する。
- ・手洗い場など排水しやすい場所に設置する。

【資料3】食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの

1 原材料の表示

(1) 表示するもの

・食物アレルギー（食品衛生法慣例法令より）

必ず表示	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに
なるべく表示	いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉

・驟雨橋上の理由などへの対応

宗教上の理由による食べ物の禁忌は、アレルギーと同様の取扱いが必要。

（多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル（国土交通省総合政策局観光事業課）より）

ベジタリアン	肉全般、魚介全般、卵、一部ではあるが乳製品、一部ではあるが根菜・球根類などの地中の野菜、一部ではあるが五葷（ごくん）（ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ）
イスラム教徒	豚、アルコール、血液、宗教上の適切な処理が施されていない肉、うなぎ、いか、たこ、貝類、漬物などの発酵食品 ＜ハラル(HALAL)> ハラルとは、イスラムの教えで許された健全な商品や活動(サービス)全般のこと。ハラル認証を受けた食品もある。
仏教徒	一部ではあるが肉全般、一部ではあるが牛肉、一部ではあるが五葷（ごくん）（ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ）
キリスト教	一部ではあるが肉全般、一部ではあるがアルコール類、コーヒー、紅茶、お茶、タバコ
ユダヤ教	豚、血液、いか、たこ、えび、かに、うなぎ、貝類、ウサギ、馬、宗教上の適切な処理が施されていない肉、乳製品と肉料理の組み合わせなど

(2) 表示のしかた

加工食品、調味料、出汁などの原材料にも注意。

各食材の原材料表示部分を切り取り掲示する。切り取りづらい場合はコピーする。

2 調理時の工夫や注意点

個別に対応が必要な方の家族には、可能な範囲で調理場の一部を開放し、自分たちで作ってもらう。

- ・調理の手順を決め、複数人で確認をする。
- ・調理台、食器を分ける。（食器は色で分けておく）
- ・鍋やフライパンなどの調理器具や食器、エプロンを使い回さない。

【資料4】避難者の事情に配慮にした広報の例

避難者全員に伝える必要がある情報は、できるかぎり簡潔にまとめ、難しい表現や用語をさけ、漢字にはふりがなをつけたり、絵や図を利用したりしてわかりやすい表現となるよう工夫する。さらに、必要に応じ複数の手段を組み合わせる。

<記載の例>

目の見えない人 (見えにくい人)	・音声による広報 ・点字の活用 ・サインペンなどで大きくはっきり書く ・トイレまでの案内用のロープの設置 ・トイレの構造や使い方を音声で案内する など
耳の聞こえない人 (聞こえにくい人)	・掲示物、個別配布による広報 ・筆談 ・メールやFAXの活用 ・手話通訳者の派遣依頼 ・要約筆記者の派遣依頼 ・光による伝達(呼び出しの際ランプを点滅させる) ・テレビ(文字放送・字幕放送が可能なもの) など
外国人	・通訳、翻訳 ・避難者から通訳者を募る ・絵や図、やさしい日本語の使用 ・翻訳ソフトの活用 ・通訳者の派遣依頼 など

<様々な広報手段>

音声による広報	館内放送、屋外スピーカー、拡声器・メガホン など
掲示による広報	情報掲示板への掲示 など
個別配布	ちらしを作成し、各チームや各世帯、全員に配布する など
個別に声をかける	情報伝達の支援者を募り伝えてもらう、自宅への個別訪問など
メールなどを活用	メール、SNS、インターネットを活用する など
翻訳・通訳	外国語、手話、点字などへの変換、筆談、絵や図の活用 など

出典・参考文献

- ・熊本市避難所開設・運営マニュアル（令和元年5月）熊本市
- ・川崎市避難所運営マニュアル ～地震災害対策編（標準例）～（平成31年4月・川崎市）